

令和8・9年度 後期高齢者医療制度の保険料率等のお知らせ

○令和8年4月からの後期高齢者医療制度の保険料と軽減措置

基礎賦課分(医療分)の保険料率は、2年に一度見直されます。

また、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、医療分と合わせて子ども・子育て支援金分(子ども分)が保険料として徴収されます。令和8・9年度の保険料率等については、次のとおりとなります。

※令和9年度分に係る子ども分の保険料率は、令和8年度に算定・改正をします。

令和6・7年度 保険料

	保険料率
均等割額	45,600円
所得割率	8.84%
賦課限度額	80万円



令和8・9年度 医療分保険料率 令和8年度 子ども分保険料率

	医療分 保険料率	子ども分 保険料率
均等割額	49,100円	1,300円
所得割率	9.00%	0.25%
賦課限度額	85万円	2万1千円

年間保険料額 = 医療分 + こども分

今回の改定は、現役世代の負担増を抑制するための高齢者負担率引上げ、診療報酬のプラス改定による医療費の増加、子ども・子育て支援金制度創設などにより保険料率が引上げとなります。

すべての方が安心して医療を受けられる「国民皆保険制度」を今後も持続可能なものにするとともに、将来を担う子どもたちや子育て世帯を全世代・社会全体で支えるためのものですので、ご理解・ご協力をお願いします。

○軽減措置について

均等割軽減は、世帯(被保険者全員と世帯主)の所得金額の合計に応じて、7割・5割・2割の軽減措置があります。また、令和8・9年度で7割軽減に該当する方は、医療分の均等割額が、さらに0.2割上乗せした7.2割が均等割額から軽減されます。

■問合せ 税務課庶務諸税係 ☎72-6936

軽自動車税を口座振替で納めている方へ

軽自動車税の口座振替通知の様式が変更となり、はがき形式での送付となります。

なお、軽自動車税の口座振替日は納期限の6月1日ですが、車検用納税証明書が交付できるようになるまで1週間程度かかる場合があります。

振替日から1週間以内に納税証明書が必要な方は、次の書類を持参し税務課窓口へ申請してください。

- ・引き落とし口座の通帳原本
- ・該当車両の車検証

※通帳は原本の確認とさせていただきます。

※三輪・四輪の軽自動車に加え二輪においても車検時の納税証明書の添付が原則不要となります。そのため二輪の納税証明書も送付しません。

■問合せ 税務課庶務諸税係 ☎72-6936

